

## 山梨県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱

### (目的)

第1 この補助金は、社会福祉法人が設置する軽費老人ホーム（中核市に所在する軽費老人ホームを除く。以下「施設」という。）の運営に要する費用の一部について、予算の範囲内で施設に対して補助することにより、その円滑な運営とサービスの質の向上を図ることを目的とするものであり、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

### (利用料)

第2 「山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例」（平成24年12月27日山梨県条例第五十五号。以下「基準条例」という。）第16条第1項第1号及び同条第3項並びに附則第7条第1項第1号及び同条第3項の規定により知事が定める利用料の額は、次のとおりとする。

- 1 基準条例第16条第1項第1号及び附則第7条第1項第1号のサービスの提供に要する費用（以下「事務費」という。）の月額、別表1の事務費基本額（月額）に、別表4に定める各加算額を加えた額とする。
- 2 基準条例第16条第1項第2号及び附則第7条第1項第2号の生活費の月額は、別表3の額とする。

### (補助対象)

第3 この補助金は、事務費から別表2の本人からの徴収額を差し引いた額を補助の対象とする。

### (補助基準)

第4 この補助金の交付額は、次によるものとする。

- 1 施設の事務費実支出額と別表1に定める事務費の年間合計額（以下「事務費基準額」という。）とを比較し、いずれか少ない方の額から、施設の入所者本人（以下「本人」という。）から徴収した事務費実徴収額（その額が別表2に定める本人からの事務費徴収額の年間合算額に満たないときは、当該年間合算額。以下「事務費本人徴収額」という。）を控除して得た額を交付額とし、その額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を交付額とする。
- 2 本人からの事務費徴収額は、施設への入所時及び毎年1回、本人から施設に提出された市町村民税課税証明書及び源泉徴収票等の挙証資料を審査の上、施設長が決定するものとする。
- 3 事務費とは、施設を運営するために必要な、職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費及び備品購入費等並びに人件費引当金、本部会計繰入金に充当する経費である。

(補助条件)

第5 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- 1 施設の運営にあたっては、「基準条例」の定めるところに従わなければならないこと。
- 2 事業を中止し、又は廃止するときは、知事の承認を受けなければならないこと。
- 3 補助金と事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした別紙による調書を作成し、証拠書類とともに事業完了年度終了後5年間保管しておかななければならないこと。

(補助金の交付申請)

第6 この補助金の交付申請は、別紙様式1により作成した申請書1部を毎年度の5月1日までに保健福祉事務所に提出するものとする。

第7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式2により作成した申請書1部を保健福祉事務所に別に定める日までに保健福祉事務所に提出するものとする。

(経理状況報告)

第8 補助事業の遂行状況につき、四半期ごとに別紙様式3により作成した経理状況報告書1部を各四半期の最終月の翌月の15日までに保健福祉事務所に提出するものとする。

ただし、最終四半期(1~3月)について、保健福祉事務所に認められた場合には、経理状況報告書の提出は要しないものとする。

(事業実績報告)

第9 補助事業が完了したときは、事業完了後1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに別紙様式4により作成した実績報告書1部を保健福祉事務所に提出するものとする。

(補助金の支払方法)

第10 この補助金は、保健福祉事務所に必要と認められたときは、概算払いすることができるものとし、補助事業者は、別紙様式5による概算払請求書を保健福祉事務所に提出するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第11 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別紙様式6により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告において補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

附 則（平成13年12月27日一部改正）

- 1 この要綱は、平成13年12月27日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により提出されている申請書その他の書類は、この要綱による改正後の様式により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則（平成15年3月26日一部改正）

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度の補助金から適用する。

附 則（平成17年3月7日一部改正）

- 1 この要綱は、平成17年3月7日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により提出されている申請書その他の書類は、この要綱による改正後の様式により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 寒冷地加算については、第3の1にかかわらず、平成16及び17年度年度の2年度は経過措置として実施することとする。

附 則（平成18年3月28日一部改正）

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

附 則（平成20年9月25日一部改正）

- 1 この要綱は、平成20年9月25日から施行し、平成20年6月1日以降の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により提出されている申請書その他の書類は、この要綱による改正後の様式により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則（平成27年4月1日一部改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則（平成31年3月20日一部改正）

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。

附 則（令和元年9月17日一部改正）

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、令和元年10月1日以降の補助金から適用する。

附 則（令和4年9月30日一部改正）

- 1 この要綱は、令和4年9月30日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により提出されている申請書その他の書類は、この要綱による改正後の様式により提出された申請書その他の書類とみなす。

別表1

1 事務費基本額(月額)

① ケアハウス単独設置 (介護職員あり)	入所者数	基本額(月額)
	人	円
	20以下	131,000
	21-30	87,800
	31-40	76,800
	41-50	68,400
	51-60	57,800
	61-70	54,700
	71-80	47,900
	81-90	47,400
	91-100	42,800
	101-110	41,100
	111-120	37,900
	121-130	38,400
	131-140	35,700
	141-150	34,400
② ケアハウス単独設置 (介護職員1名を配置しない場合)	入所者数	基本額(月額)
	人	円
	20以下	109,700
	21-30	73,600
	31-40	66,100
	41-50	59,800
	51-60	50,700
	61-70	48,600
	71-80	42,700
	81-90	42,800
	91-100	38,700
	101-110	37,400
	111-120	34,300
	121-130	35,100
	131-140	32,700
	141-150	31,600

③ ケアハウス併設設置 (介護職員あり)	入所者数 人	基本額(月額) 円
	10-14	135,500
	15-19	90,800
	20-29	85,900
	30	62,400
	31-40	57,700
	41-50	46,400
	51-60	38,900
	61-70	33,500
	71-80	29,500
	81-90	31,200
	91-100	28,100
	101-110	27,200
	111-120	25,000
	121-130	26,600
131-140	24,900	
141-150	24,200	
④ ケアハウス併設設置 (介護職員1名を配置しない場合)	入所者数 人	基本額(月額) 円
	10-14	92,800
	15-19	62,300
	20-29	64,700
	30	48,000
	31-40	47,100
	41-50	37,900
	51-60	31,800
	61-70	27,400
	71-80	24,200
	81-90	26,300
	91-100	23,800
	101-110	23,300
	111-120	21,500
	121-130	23,300
131-140	21,800	
141-150	21,300	

⑤ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合 ケアハウス単独設置（共通職員）	入所者数	基本額(月額)
	人	円
	20以下	98,800
	21-30	66,200
	31-40	50,100
	41-50	46,800
	51-60	39,900
	61-70	39,300
	71-80	34,600
	81-90	30,800
	91-100	27,800
	101-110	27,500
	111-120	25,300
	121-130	26,900
131-140	25,100	
141-150	24,400	
⑥ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合 ケアハウス単独設置 (共通職員 生活相談員を1名置かない場合)	入所者数	基本額(月額)
	人	円
	20以下	76,300
	21-30	51,300
	31-40	38,800
	41-50	37,900
	51-60	32,500
	61-70	32,900
	71-80	28,900
	81-90	25,800
	91-100	23,300
	101-110	23,400
	111-120	21,600
	121-130	23,400
131-140	21,900	
141-150	21,400	

⑦ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合 （ケアハウス併設設置（共通職員））	入所者数 人	基本額(月額) 円
	10-14	70,900
	15-19	47,600
	20-29	53,500
	30	40,800
	31-40	30,900
	41-50	25,000
	51-60	21,100
	61-70	18,300
	71-80	16,100
	81-90	14,400
	91-100	13,100
	101-110	13,600
	111-120	12,600
	121-130	15,100
131-140	14,100	
141-150	14,200	
⑧ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合 （ケアハウス併設設置 生活相談員を1名置かない場合）	入所者数 人	基本額(月額) 円
	10-14	26,100
	15-19	17,800
	20-29	31,200
	30	25,900
	31-40	19,700
	41-50	16,000
	51-60	13,500
	61-70	11,700
	71-80	10,500
	81-90	9,500
	91-100	8,600
	101-110	13,600
	111-120	12,600
	121-130	11,600
131-140	10,900	
141-150	11,100	



⑨ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合 ケアハウス単独設置・併設置共通 (一般入所者に対する介護職員)	一般入所者数 人	基本額(月額) 円
	20以下	32,800
	21-30	21,400
	31-40	26,700
	41-50	21,300
	51-60	17,700
	61-70	15,200
	71-80	13,300
	81-90	16,500
	91-100	14,900
	101-110	13,500
	111-120	12,400
	121-130	11,400
	131-140	10,600
141-150	9,900	
⑩ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合 ケアハウス単独設置・併設置共通 (一般入所者に対する介護職員を1名置かない場合)	一般入所者数 人	基本額(月額) 円
	20以下	11,700
	21-30	7,300
	31-40	16,000
	41-50	12,800
	51-60	10,600
	61-70	9,100
	71-80	8,000
	81-90	11,800
	91-100	10,600
	101-110	9,600
	111-120	8,800
	121-130	8,100
	131-140	7,600
141-150	7,000	

⑪ 単A型 独立設置	入所者数 人	基本額(月額) 円
	50以下	109,800
⑫ A型特定施設入居者生活介護 (共通職員)	入所者数 人	基本額(月額) 円
	50以下	50,000
⑬ A型特定施設入居者生活介護 (一般入所者に対する 介護職員等)	入所者数 人	基本額(月額) 円
	20以下	39,700
	21-30	41,200
	31-40	41,900
	41-50	42,500

※ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設の事務費基本額(月額)については、次のとおりとなる。

○ケアハウスの場合

	事務費基本額(月額)	備考
特定施設入居者生活介護の利用者	⑤、⑥、⑦、⑧のいずれか	⑥+⑩、⑧+⑩の組み合わせについては、一般入所者が30人以下の場合を除く。
上記以外の一般入所者	上記に⑨又は⑩を加えた額	

○A型の場合

	事務費基本額(月額)	備考
特定施設入居者生活介護の利用者	⑫	
上記以外の一般入所者	上記に⑬を加えた額	

2 事務費の年間合計額(事務費基準額)

事務費基本額(月額)に別表4の民間施設給与等改善費を加算した額に、各月初日の実利用人員を乗じて得た額と、別表4の介護職員処遇改善加算に当該年度における開設月数※を乗じて得た額を合計した額。

※一般入所者の入所日数が0となる月は、開設月数に算入しない。

## 別表2

### 1 ケアハウス

対象収入による階層区分		事務費徴収額(月額)
1	1, 500, 000円以下	10, 000円
2	1, 500, 001円 ~ 1, 600, 000円	13, 000円
3	1, 600, 001円 ~ 1, 700, 000円	16, 000円
4	1, 700, 001円 ~ 1, 800, 000円	19, 000円
5	1, 800, 001円 ~ 1, 900, 000円	22, 000円
6	1, 900, 001円 ~ 2, 000, 000円	25, 000円
7	2, 000, 001円 ~ 2, 100, 000円	30, 000円
8	2, 100, 001円 ~ 2, 200, 000円	35, 000円
9	2, 200, 001円 ~ 2, 300, 000円	40, 000円
10	2, 300, 001円 ~ 2, 400, 000円	45, 000円
11	2, 400, 001円 ~ 2, 500, 000円	50, 000円
12	2, 500, 001円 ~ 2, 600, 000円	57, 000円
13	2, 600, 001円 ~ 2, 700, 000円	64, 000円
14	2, 700, 001円 ~ 2, 800, 000円	71, 000円
15	2, 800, 001円 ~ 2, 900, 000円	78, 000円
16	2, 900, 001円 ~ 3, 000, 000円	85, 000円
17	3, 000, 001円 ~ 3, 100, 000円	92, 000円
18	3, 100, 001円以上	全 額

(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成18年1月24日老発第0124004号)の「1「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」(平成18年1月24日老計発第0124001号)の第2の1の(1)「前年」の対象収入の取扱い、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。

(注3) 本人からの徴収額(月額)は上表により求めた額とする。  
ただし、その額が当該施設における事務費基本額を超えるときは、当該施設の事務費基本額を本人からの徴収額(月額)とする。

(注4) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。

(注5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

## 2 A型

### ① 平成3年7月1日以降の入所者から適用

対象収入による階層区分		事務費徴収額(月額)
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円 ~ 1,600,000円	13,000円
3	1,600,001円 ~ 1,700,000円	16,000円
4	1,700,001円 ~ 1,800,000円	19,000円
5	1,800,001円 ~ 1,900,000円	22,000円
6	1,900,001円 ~ 2,000,000円	25,000円
7	2,000,001円 ~ 2,100,000円	30,000円
8	2,100,001円 ~ 2,200,000円	35,000円
9	2,200,001円 ~ 2,300,000円	40,000円
10	2,300,001円 ~ 2,400,000円	45,000円
11	2,400,001円 ~ 2,500,000円	50,000円
12	2,500,001円 ~ 2,600,000円	57,000円
13	2,600,001円 ~ 2,700,000円	64,000円
14	2,700,001円 ~ 2,800,000円	71,000円
15	2,800,001円 ~ 2,900,000円	78,000円
16	2,900,001円 ~ 3,000,000円	85,000円
17	3,000,001円 ~ 3,100,000円	93,000円
18	3,100,001円 ~ 3,200,000円	101,000円
19	3,200,001円 ~ 3,300,000円	109,000円
20	3,300,001円 ~ 3,400,000円	117,000円
21	3,400,001円以上	全 額

(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成18年1月24日老発第0124004号)の「1「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」(平成18年1月24日老計発第0124001号)の第2の1の(1)「前年」の対象収入の取扱い、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。

(注3) 本人からの徴収額(月額)は上表により求めた額とする。  
ただし、その額が当該施設における事務費基本額を超えるときは、当該施設の事務費基本額を本人からの徴収額(月額)とする。

(注4) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。

(注5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

② 平成3年6月30日以前の入所者に適用

	階 層 区 分		事務費徴収額(月額)
A	所得税 非課税者	市町村民税の非課税者	10,000円
B		〃 均等割のみの納税者	15,000円
C1		〃 所得割課税者	20,000円
C2	所得税課税者	所得税 7,300円以下	25,000円
C3		〃 7,301円~14,900円	30,000円
C4		〃 14,901円~22,200円	35,000円
C5		〃 22,201円~29,700円	40,000円
C6		〃 29,701円~37,200円	45,000円
C7		〃 37,201円~44,600円	50,000円
C8		〃 44,601円~52,200円	55,000円
C9		〃 52,201円~59,800円	60,000円
C10		〃 59,801円以上	全 額

### 別表3

#### 生活費(月額)

ケアハウス		A型	
1人当たりの額	地区別冬期加算額 (11月から3月まで)	1人当たりの額	地区別冬期加算額 (11月から3月まで)
44,510円	2,280円	52,600円	2,280円

別表4

加算項目	対象施設	加算額(月額)
民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設(ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって「民間施設給与等改善費算定要領」(平成21年3月12日長第3541号通知)に定めるところにより民間施設給与等改善費の加算を必要とするもの	「民間施設給与等改善費算定要領」(平成21年3月12日長第3541号通知)に定めるところにより算定した基本分の加算率を事務費基本額(月額)に乗じて得た額(円未満切捨て)
介護職員処遇改善加算	別途規定する「介護職員処遇改善加算の運用について」の定めるところにより、介護職員等の賃金改善を実施した施設	9千円×対象介護職員数(月平均)  注1)対象介護職員数(月平均)は、少数点第2位以下切捨てとする。 注2)特定入居者生活介護の指定を受けている施設にあつては、特定施設入居者生活介護に配置される介護職員数(常勤換算)は除く。